

日本産業技術教育学会近畿支部 研究発表会規定

1. 目的

日本産業技術教育学会近畿支部研究発表会（以下、研究発表会という）は、日本産業技術教育学会近畿支部規定第6条第2項にもとづき、近畿地区における産業技術教育に関する研究の発展向上を図ることを目的として開催する。

2. 開催地（開催校）

研究発表会の開催地（開催校）は持ち回りとする。その輪番は、原則として大阪教育大学（2年連続）、奈良教育大学、兵庫教育大学、京都教育大学（2年連続）とし、前年度総会で決定する。

3. 研究発表会実行委員会

- (1) 研究発表会は、研究発表会実行委員会（以下、実行委員会という）を設けて実行する。
- (2) 実行委員会の委員長は、事務局の置かれた大学所属の会員とし、前年度理事会で指名する。
- (3) 実行委員会の委員は、実行委員会の委員長が指名する。

4. 研究発表会の参加資格（研究発表を含む）

日本産業技術教育学会の会員・非会員ともに参加できる。

5. 研究発表会の申込手続き

- (1) 研究発表会に参加するものは、原則として研究発表会参加申込に定める方法に則って、会告等に明記された期日までに参加登録を済ませ、参加費を研究発表会において納めるものとする。
- (2) 研究発表会で研究発表するものは、参加登録に加え、研究発表会発表申込・投稿要領に定める方法に則って、会告等に明記された期日までに研究発表登録を済ませ、研究発表論文を投稿すること。さらに、参加費を研究発表会において納めるものとする。

6. 研究発表会の参加費（研究発表を含む）

- (1) 日本産業技術教育学会正会員は1,000円とする。
- (2) 日本産業技術教育学会学生会員は無料とする。
- (3) 日本産業技術教育学会賛助会員は7,500円とし、当該団体の展示ができる。
- (4) その他の日本産業技術教育学会会員および非会員は1,000円とする。ただし、非会員の学生は無料とする。
- (5) 上記の規定にかかわらず、オンライン開催の場合は、その都度、理事会によって定める。

7. 研究発表内容の責任

研究発表論文の内容についての責任は著者が負うものとする。研究発表および討論に付随して生じるいかなる問題についても支部は責任を有しない。

8. 研究発表の採否

研究発表の採否は実行委員会での議に基づき委員長が決定する。また、研究発表論文が提出された後でも、委員長は、講演発表原稿の内容が研究発表会の趣旨にそぐわない場合には、研究発表を断ることができる。

9. 著作権の帰属

本会に投稿された研究発表論文の著作権は著者にあるものとする。

10. 著作権利用の承諾

本会に投稿するにあたり著者は、研究発表論文もしくは論文情報（題目、著者名、著者所属機関名など）を日本産業技術教育学会もしくは同会近畿支部が本会に投稿された論文として電子情報媒体や印刷冊子体に収録し、もしくはインターネット等で公開するなどし、提供することを了承する必要がある。

11. 研究発表内容の公開・提供日

本会に投稿された研究発表論文などは、会告等に明記された投稿締切日以降、研究発表会開催日までに公開・提供を開始する。

附則 この規定は、平成29年4月1日より実施する。

附則 この規定は、平成31年7月1日より実施する。
附則 この規定は、令和元年12月26日より実施する。
附則 この規定は、令和2年12月13日より実施する。